

名古屋市公会堂条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第64号

名古屋市公会堂条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市公会堂条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中

「		「	
	円		円
	260		390
	130		190
	130		190
	1,300	を	1,900
	130		190
	130		190
	」		」

に改め、同表楽器の項中

130

190

」

」

「

6,500	
4,000	
	1,300

を

「

9,700	
6,000	
	1,900

に改め、同表音響設備の項中

」

」

「

800	800	800
2,000	2,000	2,000
2,000		
1,300	1,300	1,300
650		
200	200	200
1,300		
1,700		
	800	800
800		

を

「

1,200	1,200	1,200
3,000	3,000	3,000
3,000		
1,900	1,900	1,900
970		
300	300	300
1,900		
2,500		
	1,200	1,200
1,200		

に改め、同表照明

」

」

設備の項中

20,400	
12,000	
2,900	
2,000	

30,600	
18,000	
4,300	
3,000	

を

に改め、同表映写設備の項中

1,000	1,000
500	
250	250
1,300	
1,000	
1,000	
1,300	

1,500	1,500
750	
370	370
1,900	
1,500	
1,500	
1,900	

」

「

2,000	1,000	1,000	
2,000			舞台用モニターとして使用する 場合、無料とする。
37,500			サラウンドシステム及びスクリー ン付 映写技術者は、使用者の負担と する。
12,000	6,000	1,800	スクリーン付 第7集会室において使用する場 合、6,000円とする。 映写技術者は、使用者の負担と する。

を

」

「

3,000	1,500	1,500	
3,000			舞台用モニターとして使用する 場合、無料とする。
56,200			サラウンドシステム及びスクリー ン付 映写技術者は、使用者の負担と する。
18,000	9,000	2,700	スクリーン付 第7集会室において使用する場 合、9,000円とする。 映写技術者は、使用者の負担と する。

に改め、同表電源設備

」

の項中

1,000	1,000	1,000	を	1,500	1,500	1,500	に改める。
-------	-------	-------	---	-------	-------	-------	-------

附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市公会堂条例施行細則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現に名古屋市公会堂条例（昭和31年名古屋市条例第1号）第2条の規定による許可を受けている者及び同条の許可を申請し、受理されている者の利用料金の額については、なお従前の例による。